

福岡地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日時 : 令和4年2月25日(金) 10:00 ~ 11:55

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)
濱崎 録 (部会長)
中野 由美子

【家内労働者代表委員】 2人(定数3人)
桑原 忠志
矢田 信浩

【委託者代表委員】 3人(定数3人)
筒井 宣雄
中村 年孝
吉開 ひとみ

【福岡労働局】 上村 労働基準部長
鈴木 賃金室長 ほか

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 福岡県婦人服製造業最低工賃の改正について
- (4) 福岡県男子服製造業最低工賃の改正について
- (5) その他

5 審議内容

室長補佐 定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期最初の家内労働部会でございますので、まだ、部会長並びに部会長代理が選出されておられません。このため、部会長、部会長代理を選出していただくまで、事務局にて議事進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金室室長補佐の諏訪田と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、今期の家内労働部会委員につきましては、お手元にお配りしました資料 1の「福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿」のとおり、本審会長から指名がなされておりますので、ご確認方をお願いいたします。

また、臨時委員の方には辞令を置かせていただいております。失礼ながら、これをもって辞令交付と代えさせていただきますと思います。

さて、本日は、公益代表委員の河見委員、家内労働者代表委員の渡邊委員がご欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は成立している旨、ご報告いたします。

また、本家内労働部会については、福岡地方労働審議会運営規程第6条第1項により、傍聴の機会を設けた形での公開扱いとなっておりますことを、併せてご報告申し上げます。なお、本日は傍聴者はおりませんので、併せてご報告いたします。

続きまして、本日のご出席委員を、私のほうから順にご紹介させていただきます。

まず、再任として公益代表委員にご就任されました濱崎録委員でございます。

濱崎委員 濱崎でございます。よろしくお願いいたします。

室長補佐 同じく、再任として公益代表委員にご就任されました中野由美子委員でございます。

中野委員 中野です。よろしくお願いいたします。

室長補佐 続きまして、再任として家内労働者代表委員にご就任されました矢田信浩委員でございます。

矢田委員 矢田です。よろしくお願いいたします。

室長補佐 同じく、再任として家内労働者代表委員にご就任されました桑原忠志委員でございます。

桑原委員 桑原でございます。よろしくお願いいたします。

室長補佐 続きまして、新たに今期より委託者代表委員にご就任された中村年孝委員でございます。

中村委員 中村でございます。よろしくお願いいたします。

室長補佐 続きまして、再任として委託者代表委員にご就任されました筒井宜雄委員でございます。

筒井委員 筒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐 最後に、新たに今期より委託者代表委員にご就任されました吉開ひとみ委員でございます。

吉開委員 吉開と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐 ご挨拶をいただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。
では、続きまして、事務局を代表して、労働基準部長の上村より皆様に一言、ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 (挨拶)

室長補佐 続きまして、本日の事務局職員を私より順次、紹介させていただきます。
賃金室長の鈴木でございます。

賃金室長 (起立挨拶)

室長補佐 統計調査係長の宮崎でございます。

統計調査係長 (起立礼)

室長補佐 専門監督官の満井でございます。

専門監督官 (起立礼)

室長補佐 賃金調査員の角でございます。

賃金調査員

(起立礼)

室長補佐

以上でございます。

さて、今期から新しく委員にご就任された方もおられますので、最初に家内労働部会の役割について、確認をさせていただきます。

本日の資料の中になります。参考資料の2「福岡地方労働審議会運営規程」がございます。この資料の4ページの別表をご覧になっていただきたいと思います。

家内労働部会は、福岡地方労働審議会の一つの部会として、家内労働に関する事項について、調査審議し、必要な事項について建議する機関という位置づけになっております。

したがって、この部会では、家内労働に関する行政の取組内容などを事務局からご報告し、それに対しての皆様のご意見をお聞きし、その結果を福岡地方労働審議会に報告することになります。

それでは、議題に入ります。

最初に、議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。議事次第につきましては、資料の1番上につけておりますので、ご覧いただければと思います。

地方労働審議会令第6条第5項及び第7項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会でご承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございます。

それでは、事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局からご報告いたします。

部会長に濱崎委員、部会長代理に中野委員という結果でございましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございました。

それでは、部会長を濱崎委員に、部会長代理を中野委員にお願いしたいと思います。

事務局

(名簿を配付)

室長補佐

それでは、濱崎部会長に一言ご挨拶をお願いいたします。

部会長

改めまして、濱崎でございます。西南学院大学法科大学院で普段は教員をしております。

本日、この家内労働部会は3年振りの開催でございます。前回も部会長をさせていただきましたが、久しぶりの部会でございますので、長引くコロナ禍の影響や海外のより安い人件費との競争も含めまして、この家内労働に関しましては様々な影響が出ていることかと思えます。

その辺の事情も皆様にいろいろとご審議いただきまして、本日進めさせて頂ければと存じます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございました。

では、これからは、部会長に議事進行をお願いいたします。

事務局

(部会長の名札を追加)

部会長

引き続き議事を進めてさせていただきます。

本日の議事録の署名は、

家内労働者代表委員 矢田委員

委託者代表委員 中村委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

矢田委員

中村委員

(承諾)

部会長

ありがとうございます。

それでは、議題(2)の「福岡県における家内労働の現状について」です。事務局から説明をお願いします。

専門監督官

資料 2 「福岡県における家内労働の現状」
資料 3 「福岡県における家内労働者の年齢構成」
に基づいて説明。

部会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございま

せんでしょうか。

各 委 員

(質 問 な し)

部 会 長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、議題(3)「福岡県婦人服製造業最低工賃について」に入ります。婦人服製造業委託者数及び家内労働者数の推移と婦人服最低工賃の推移、また、併せて「第13次最低工賃新設・改正計画」についても事務局からの説明をお願いします。

室 長 補 佐

資料 4 「婦人服製造業委託者数及び家内労働者数の推移」
資料 6 「婦人服製造業最低工賃の推移」
資料 8 「第13次最低工賃新設・改正計画」
に基づいて説明。

部 会 長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

矢 田 委 員

はい。

部 会 長

矢田委員、お願いします。

矢 田 委 員

審議は後ほどということなのですが、そのためにも、資料 6 の数字の考え方を教えていただければと思います。

平成27年4月17日時点で改正があったという記録ですが、それぞれの項目について引上げのパーセンテージが記されておりますが、それぞれのパーセンテージの数字が異なっているのですが、どのようなシステムでこのようになっているのかを教えてくださいたいです。

室 長 補 佐

パーセンテージが異なっているのはなぜかということによろしいですか。

矢 田 委 員

そうですね。

数字がバラバラになっている根拠といたしましうか、何か指標みたいなものがあるのか。

例えば、全国でこういう指標があって、これに沿って、結果こうなりましたというものがあるのか、です。私には経過がわからないものですから、それを教えていただきたいと思います。わかる範囲で結構です。

賃 金 室 長 実態調査の結果、このような工程ごとの単価をはじき出し、それにいくらか
上乗せして、その結果としてパーセンテージが変わっているということで、本
省からの指示とか全国で一律何パーセントとかということはありません。

 実態はどうであるのか、そして委託者代表と家内労働者代表の話し合いの中
で、1円ないし2円がアップして、結果的にパーセンテージがちょっとずれて
しまうという状況になっております。

矢 田 委 員 はい、ありがとうございます。

 ということは、今後の審議において、項目ごとに実態を見ながら1円とか2
円とかを審議するという理解でよろしいですか。

賃 金 室 長 あくまでも家内労働部会は何かを決めるという役割ではなくて、例えば、今
日の専門部会で最低工賃を引上げるべきだ、という意見にまとまったとします。
その報告を受け、改めて福岡労働局長が地方労働審議会に対して諮問を行って、
それを受けて、最低工賃専門部会を別に設定します。

 その専門部会で具体的な作業を執り行うということになりますので、ここで、
具体的な金額を決めるということではなく、方向性を決めていただく、例えば、
改正すべきだとか、廃止すべきだとか、場合によってはこういう最低工賃制度
を作るべきだとかをご建議いただく、ご審議していただくという動きになりま
す。

矢 田 委 員 ありがとうございます。

 この後に改正についてという議題がございましたので、この短時間では無理
と思いましたが、役割としては、方向性ということですね。わかりました。あ
りがとうございました。

部 会 長 ありがとうございます。

 ほかにいかがでしょうか。

 よろしいでしょうか。

 それでは昨年度、婦人服製造業家内労働の実態調査が実施されているよう
です。その調査結果についても、事務局から説明いただき、その後には続け
て、経済状況等の関係資料についても、事務局からの説明をお願いします。

室 長 補 佐

〔 資料 9 「令和2年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果の概要」
資料 11 「繊維産業の課題と経済産業省の取組」 〕

に基づいて説明。

賃 金 室 長

資料 12「県内経済の動向」
資料 13「中小企業景況調査」
資料 14「九州・沖縄の金融経済概況」

に基づいて説明。

部 会 長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。併せて、この場では、婦人服製造業最低工賃の改正について、工賃を改正する必要性に関することも含めまして、何かご意見、ご発言等がございましたらお願いします。

中 野 委 員

はい。

部 会 長

中野委員、お願いします。

中 野 委 員

質問になるのですが、資料 9の2ページの第4表に最低工賃の適用性の有無というのがありますが、この中の最低工賃の適用性無しについて、です。

最低工賃が細かく規定されていますが、適用性無しという意味は、細かく規定する決め方をする事業所ではない、という意味合いでしょうか。

室 長 補 佐

工程はもちろんあるのですけれど、工賃の設定をするにあたって、最低工賃に定められた規格に沿った工程設定をしていない、という意味合いでございます。

中 野 委 員

ということは、言い換えると、最低工賃の工程はあるけれど、守られていない可能性もあるということでしょうか。

それとも、工賃を設定する際に、この最低工賃のことは考慮されていないということでしょうか。どう受け止めたらいいのですか。

室 長 補 佐

一番多いパターンは、1着いくらかという形で工賃が設定されているケースがございます。一つの製品を作るにあたっての工程があるということで、その工程を積み上げていったものが、工賃を決定するのに参考にされるという状態であるのかなと思っております。

中 野 委 員

1着ごとに工賃を設定しているところも多いみたいですので、通常であれば、少なくともその中に最低工賃に定められている工程が含まれているのであれば、それを積み上げていき、そこにプラスアルファという形になろうと思うのですが、最低工賃のことは何も考慮しないで1着いくらかという形で決められて

いるという意味でしょうか。

賃金室長 簡単に言いますと、例えば、そで裏まつりという工程があって、委託者が発注する場合にはいくらですよ、という規定があるのですが、業者によっては、1着いくらということで積み上げ方式をすることもありますが、感覚的な発注をしている場合には、最低工賃というものさしには掛らず、その意味合いをもって「無し」に該当するということです。

中野委員 わかりました。
お聞きしたのは、1着ごとに定められているところもあるようですので、その時に最低工賃が全然考慮になく、そうした上で1着あたりの値段が決められているとなると、それは如何なのかなと思います、お聞きしました。
ありがとうございました。

部会長 ほかにご質問等はございませんか。

吉開委員 はい。

部会長 吉開委員、お願いします。

吉開委員 質問になるのですが、資料 13の最後のページに載っている福岡県の業種別D・I値の変化で、繊維・同製品の在庫数量は好転していると捉えて良いでしょうか。
在庫の増加というのは一概に好転とは言えないから、その点についてはどうでしょうか。

賃金室長 DIという観点、これから良いと考えるところから、これから悪いと考えるところを引いたものの傾向を示すものとなります。
在庫数量が増えるのは経営者にとっては逆に良くない話になるので、ダブつきがなくなるという考えをお持ちのところの結果的に多かったということですね。

吉開委員 適正在庫に近づいたと考えるところが多くなったということですね。
わかりました。
ありがとうございます。

部会長 ほかにご質問やご意見等はいかがでしょうか。

中 村 委 員 はい。

部 会 長 中村委員、お願いします。

中 村 委 員 資料 9 の第 12 表についてですが、最低工賃設定項目について家内労働者の方が、「いいえ」とか「わからない」ということで、それぞれ 3 人と 14 人が回答されているのですが、結局、家内労働者の方は最低工賃ということの認識そのものがないのではないかと思われるのですが、これはどう理解したらよいのですか。

室 長 補 佐 中村委員のおっしゃるとおり、実際は通信調査が主になるのですが、字面を見ただけで、はい、いいえで答えるにあたって、最低工賃とはそもそも何ぞやという反応を持つ方が多いということ、年齢構成は最初に説明があったとおり、かなり高くなっておりまして、特に繊維産業では、60 歳を超えている方が大半を占めているのですが、昔から仕事はやっているが、自分の工賃の設定がどうなっているかわからない、そもそも自分の工賃が最低工賃という形で設定されているのか承知していないという方が多いという結果になっております。

中 村 委 員 そうしますと、先ほどご質問にもあったように、資料 6 の福岡県婦人服最低工賃の推移で平成 27 年に 1 円とか 2 円とか上げているのですが、これは先ほどの説明でも、委託者も「適用の有無」で「適用しない」とか「わからない」と回答しており、家内労働者も同様で認識がないという話になると、では、そうなる、どうやって 1 円とか 2 円とかを上げたのがよくわからないところがあります。

つまり、このアンケート結果だけを見ると、引上げの基準がよくわからないのですが、そこはいかがなものでしょうか。

賃 金 室 長 今回お示しましたように、引上げの基準は、一般的には実態調査で、項目ごとにどの工程がいくらで発注していますかといったものの調査結果として、引上げになったものとなります。

引上げの意見が取りまとまった後に、改めて、最低工賃専門部会で別の委員により審議していただくということになります。

細かく見ないと正確な回答は難しいのですが、実態調査でこの工程はいくらで委託しているか、A 社はいくらでやっている、B 社はいくらでやっている、その結果によって、最低工賃をどこまで引上げるのかという議論になると思われれます。

部 会 長 おそらく、中村委員のご質問は、適用がない方、あるいは認識がない方がお

られるにも関わらず、工賃が上がっていく仕組みはどうやって決まっているのかということであろうかと思えます。

そして、事務局からのお答えとしては、適用のある方からの実態調査の結果でその工賃が上がっているの、それを参考に1円ないし2円が引上がっている、というお答えなのだろうと思えます。

中 村 委 員 そうすると、実態に合わせた形で最低工賃が決められていくように見えるのですが、最低工賃が上がって工賃が決まっていくのではなくて、実態として工賃が上がっていることから最低工賃も上げていく、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

労働基準部長 わかりにくい形で、大変申し訳ないですけど、私の経験から言いますと、福岡でいえば、資料 6の現在の最低工賃の設定から、今回の実態調査で上がっているそれぞれの調査結果で、それぞれの品目、工程、規格でいくらになっているかという結果を参考にしつつ、経済情勢とか家内労働の現状を総合的に考えた上で、引上げていくべきか、今回は見送るとか、そういった判断になるうかと思えます。

部 会 長 中村委員、今の事務局の回答でよろしいでしょうか。

中 村 委 員 はい、結構です。

部 会 長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

矢 田 委 員 はい。

部 会 長 矢田委員、お願いします。

矢 田 委 員 中村委員が先ほどおっしゃったことを、私も資料を見て思いましたので、先ほどは質問させていただきました。

家内労働部会では方向性を決めるということですので、そこは理解しました。

ところが、先ほどの調査結果をみると、引上げをやらなくていいのではないかというストーリーができていたと思ったものですけど、私どもの立場は、労働組合で働くものの立場ですので、実状は実状として理解しつつも、すべての働く人たちが安心して暮らせる社会づくり、そして、経済成長、分配という観点から取り組みをしておりますので、ルールや法律は長い歴史の中で今に至っているわけですから、これは大事にしなければいけないな、と思っています。

資料 6に記載されている内容は、根拠はわかりませんが、引上げする

ということは今の実状とは違っていても最低的なものとして守らないといけ
ない、そして作り上げていかなければいけないということ、これは不変だと思っ
ています。

家内労働では難しいですけど、8時間労働ということを考えて時には、こ
れで生活できるのか、そういう観点からも取組みをしなければいけないのだろ
うと思っています。

実状を理解しながらも、方向性ということでは検討していただきたいという
こと、その意思是明させていただけます。この議題は改正についての方向性
ということなので、発言させていただきました。

以上です。

部 会 長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
桑原委員、どうぞ。

桑 原 委 員 私も家内労働者代表という形で参加しておりますが、先ほどからご説明いた
だいている内容ですが、少し理解が追いついていないところもあり、何を質問
していいかというところもありました。

ただ、最低工賃という名称がついているのならば、家内労働をされている方々
のセーフティーネット、あるいは委託者の方にとっても労働力を確保していく
ための材料になるような制度である必要があると思います。

平成27年以降、動きがない状態ですが、比較するにあたっては、本来正しい
比較かは別にして、最低賃金は情勢が厳しい状況にあっても、毎年少しずつ引
上がっている状態です。昨年10月には、870円と時給が上がっています。

昨年のコロナの厳しい状況を乗り越えて、一気に28円上がったという状況も
ありますので、家内労働というのは、労働の中身としてかなり独特な働き方か
もしれませんが、やはり働くという意味で、比較すべきかどうかはさておき、
参考とすべきはやはり最低賃金ではないかと。最低賃金が上がっている状況の
中では、難しいかもしれませんが、最低工賃というものを8時間労働の対価と
の均衡、そのようなところと比較してみてください、ということやっていくべ
きではないかと感じています。

矢田委員の意見と重なりますが、方向性を示すということならば、少なくと
も見直しといいますか、改正を是非お願いしたいと思っています。

以上です。

部 会 長 ありがとうございます。
ほかにはよろしいでしょうか。

回に審議が先送りとなっております。

さらに、今、まさに新型コロナ感染の状況下ですが、令和2年の実態調査も平常の状態を表しているかどうかにも疑義があり、これらを踏まえますと、今年度の婦人服製造業の改正については慎重に判断すべき、場合によっては次の部会に審議を先送りせざるを得ないと思料しているところです。

部 会 長 ただ今、事務局から、婦人服製造業最低工賃の改正について考えが示されましたが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

矢 田 委 員 よろしいでしょうか。

部 会 長 はい、どうぞ。

矢 田 委 員 事務局のご説明からは、方向性の結論を今日見出さないといけないということになるのでしょうか。

その点で、結論は次回でもよいのかということを確認したいというのが1点です。

賃 金 室 長 はい。この本日の部会でどうするのか、という結論を出していただきたいと思っております。

結論としては、いろいろとあると思うのですが、家内労働者側代表委員がおっしゃっていた改正という結論もあれば、改正は今回見送るという結論もあります。また、次回の部会で再審議するということも結論の1つかと思っております。

矢 田 委 員 次回というのがよくわからないのですが。

賃 金 室 長 次年度以降ということです。

3年ごとで部会が開催される計画がなされています。そのため、次回は令和5年の実態調査を踏まえての開催ということになります。

矢 田 委 員 今回の見直しはホールド状態、現状維持という意味で理解してよろしいのでしょうか。

そういうことでよろしいでしょうか。

賃 金 室 長 はい、その通りです。

矢 田 委 員 そうであれば、働く者の立場からすると、もう春闘モードになっていること

あって、中村委員がおっしゃることも重々理解しながらも、やはり底上げ、底支えという観点を含めて、私たちは引上げする方向で取組んでいくべきだというこのスタンスは変わらないので、先ほど桑原委員のお話もありましたが、そのことについては主張させていただきたいです。

先ほど資料を見せていただいて、何となく廃止していいというようなデータにも見えますが、最後に説明いただいた「安すぎる」だとか「上げるべきだ」とか、個人の意見も入っていますし、データ数からすると確かに少ないかもしれませんが、構成がわからないというところから入ってきているので。そもそも1着単位に変わってきているのですよね、現実には、細分化されたものよりも1着単位になっているので、そうなってくると最低工賃がわからなくなるのは当たり前ですよ。

その上で、働く者、生活者の視点から、言い方は微妙なのですが、内職という言葉がありますが、そことどうなのかはちょっと置いておきまして、働く者からすると、安心して働ける賃金体系をいかに私たちが近づけるのか重要な役割があると思っておりますので、方向性としては、私は、そのような意味合いでの主張はさせていただきたいと思えます。

また、戻りますが、私たちでも知らないことが今日も出てきていますから、働いている人もわからないということを考えますと、この制度を浸透させる大きな課題があるのだなと思えました。これは疑問なのですが、法的に問題はないのかということです。ここでの問題は別でしょうが、課題はあると思えますので、そこはまた別にご検討いただきたいと思います。

部 会 長 ありがとうございます。

事務局からは、今回は改正を見送る方向性も一つあるとのご提案でしたが、家内労働者側からは、それについては改正の方向性も視野に入れてというご意見でした。

委託者側はどのようにお考えでしょうか。

中 村 委 員 委託者側の意見としましては、先ほども申しましたように、少なくとも現状でのDIで見ると、繊維業は非常に厳しい実態がありますので、そういう意味からすると、今回は見送るという結論もありではないかと思えます。

最初に質問すればよかったのですが、内職ということの位置づけ、つまり兼業とどう違うのかということと、最低工賃が細かく設定されていますが、現状では1着単位のやり取りが多いのであれば、設定の仕方そのものを少し考えるべきではないかと思えます。

以上です。

部 会 長 今、皆様からご意見をいただきましてまとめますと、家内労働者代表委員が

らは、最低賃金との関係で生活者の視点から考えますと、賃上げの方向性も当然視野に入れていかなければいけないというご意見でした。

また、委託者代表委員からは、繊維産業の景況が他の産業の景況と比べると、まだ厳しい状況下にあるということで、今すぐに改正をするのは少し難しいのではないかと、というご主張であるかと思えます。

また、本日皆様が共有されているところとしましては、家内労働につきまして、基準設定が実態とそもそも合致しているのかということ、またそうでない委託者の発注の仕方もあって、家内労働者も自分に適用されているのかいないのかというのが、それが十分に認知されていないということもあります。

こうした中で、「わからない」という回答ですが、これは、必ずしも消極的な意味というよりも、1着いくらかという委託がされているが故に基準にあてはまらないという意味での「わからない」という回答と理解することも可能かなと思います。そのように考えますと、必ずしも「わからない」と回答が消極的な意味だけで用いるのは、今後考える必要があるかと思えます。

このような全体のご意見を勘案しますと、公益委員としましては、婦人服製造業における家内労働の状況につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、家内労働者数自体が長期的には減少傾向が続いており、その背景には、製造工場の海外移転による委託業務の消滅や委託者の廃業、家内労働者の高齢化等も考えられるところでございます。

しかしながら、減少傾向にあるとはいいいましても、一定数の委託者や家内労働者が存在しておりますので、最低工賃が実効性を失ったということまではいえないかと思えます。そうしますと、廃止を検討するというのは時期として適切ではないようにも思えます。

次に、最低工賃の改正についてですが、先ほど賃上げの方向性もというご意見もありましたが、事務局からの説明にもありましたが、委託者や家内労働者の具体的な意見の中には、工賃改正が必要というところの意見が多数を占めているということはなかなか言いにくいかと思えます。

また、先ほども触れましたように、九州各県の婦人服最低工賃の比較からも、本県の最低工賃額が極めて低廉ということはないかと思えますので、婦人服を含む繊維産業の厳しい現状や家内労働者の雇用確保という面からも、引上げは視野に入れつつ、慎重に判断をする必要があるのではないかと考える次第です。

なお、九州各県の最低工賃につきましては、今年度引上げの予定がないということも考えますと、この部会でも、今年度は、婦人服製造業の工賃引上げは見送る方向でいかがかと考える次第ですが、いかがでしょうか。

吉 開 委 員 はい。

部 会 長 吉開委員、お願いします。

吉 開 委 員

当社の現状が当てはまるかどうかわかりませんが、当社は綿入れ半纏を作っております。縫製ということで、当社の現状をお話しさせていただきたいと思います。

当社は、綿入れ半纏の最終工程を内職の方をお願いしています。以前は、内職の方は高齢の方が多かったのですが、最近募集したところ、若い方の応募が非常に多かったのです。理由を考えた時に、このようなコロナ禍であまり外に出たくないという方が多いのかなとも思いましたし、テレワークなどの家でやる仕事の不安からかとも思いました。

そのような中で、当社の支払いの決め方は、最低工賃が適用されないので時間で決めております。大体このくらいの時間で1着できるので、福岡県の最低賃金 870 円に照らし合わせて、1着いくらだと決めております。最低工賃とは違うので、あまり参考にできないですから。

ただ、他の縫製業者の方も、大体このくらいの時間がかかるからいくらくらいではないか、という決め方をされていらっしゃるのではないかと思います。あまり価格が安い業者は、これから淘汰されていくと思います。

そのような中で、繊維産業自体が、コロナの前からの景況が悪く、コロナがさらにその拍車を掛けたような状況で、今、最低工賃を上げますよという上げるムードを出すと全体的に厳しいのではないかと思います。今の状況では、各社に任せていただきたいと思うのが私の意見です。

委託者は内職の方に対して、きちんとポイントを話す、そしてお互いに納得して決めるのが一番大事なのではないかと思います。

だから、今回は見送りとさせていただきたいのが私の意見です。

部 会 長

ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど公益委員としての見解をお示しさせていただき、委託者代表側からもご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

矢 田 委 員

ちょっとよろしいでしょうか。

部 会 長

はい。矢田委員。

矢 田 委 員

先ほどからの中村委員と吉開委員のおっしゃることは、私も重々承知しているところではございますし、春闘においても、全体が決して良い状況ではないということは十分理解しています。コロナ禍において、やはり濃淡あるので、春闘の中でも、出せるところの企業は出させていただきたいので、差が出てくるのは認識しております。

それはそれとして、私たちも主張はさせていただきたいので、喧々諤々する

必要はないと思いますが、先ほどからも桑原委員とともに主張させていただいておりますけれども、そのことについても皆様に理解していただいているかと思えます。

公益委員の見解もありましたので、現状を踏まえた上、今後へ向けて未来形をもって投げかけようと思っています。春闘においても、1つのきっかけとして、将来を見据えて賃金は上がるのだ、日本の忘れ去られた賃金、働く者の価値に見合った形をいかに作っていくのかということで、非常に大きなチャレンジをしております。

その春闘の結論が出る前に、今まとめようとしていることが、非常に悩ましいところではあるのですが、1つの方向性を導くということで、「廃止」という話しも出ましたが、「廃止」ではないですから、ここは現状を踏まえて、理解をしているとは申し上げにくいのですが、その見送りの方向については受け止めていきたいと思えます。

部 会 長 ありがとうございます。

矢 田 委 員 すみません。

見送りの方向については、明確なまとめの提示をいただきたいと思えます。
このような根拠に基づいて、などのまとめた内容のものを、事務局からいただきたいと思えますので、よろしく願います。

部 会 長 それは、後日でもよろしいでしょうか。

矢 田 委 員 後日で結構です。

部 会 長 では、事務局には取りまとめを後日願います。

そうしましたら、完全に一致とはいかないことは重々承知していますが、婦人服製造業最低工賃につきましては、今回は改正を見送ることでご理解いただいたとさせていただきたくと思えますのと、今日の審議内容については地方労働審議会あてに報告することにしたいと思えます。

ありがとうございました。

では、本日は議題がもう1つありますので、先に進めます。

次の議題(3)「福岡県男子服製造業最低工賃について」です。

男子服製造業委託者数及び家内労働者数の推移と男子服最低工賃の推移、また、併せて、昨年度には「男子服製造業家内労働の実態」が実施されておりますので、その結果について事務局から説明をお願いします。

室長補佐

資料 5「男子服製造業委託者数及び家内労働者数の推移」
資料 7「福岡県男子服製造業最低工賃の推移」
資料 10「令和2年度福岡県男子服製造業家内労働実態調査結果の概要」
に基づいて説明。

部長

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。また、併せて、男子服製造業最低工賃の改正について、工賃を改正する必要性に関することも含めまして、何かご意見、ご発言等はありませんでしょうか。

筒井委員

はい。

部長

筒井委員、お願いします。

筒井委員

マルミツサンヨーの筒井と申します。弊社は食料品製造業でありまして、あまりにも業種が違うので何を質問してよいかわからず、今まで聞いておりましたが、1点質問があります。

婦人服と男子服の委託者は重なっていますか。要するに、全く別の委託者なのでしょうか、それとも、同じ委託者が婦人服も男子服も委託されているのでしょうか。

室長補佐

基本的には別の業者です。全国ではわかりませんが、福岡においては婦人服の業者の方と男子服の業者の方は別です。

筒井委員

わかりました。

弊社は、内職でお願いしているのが甘夏やデコポンの皮を剥いて、実をバラバラにするという簡単な仕事で、特殊技能などを必要としない仕事です。

このような縫製は、それなりに技能が必要だと思うので、先ほどからの発言にもあったように、価格が安い委託者は受注されなくなり高い委託者のところへ行くというように、そのようなことで十分維持されるのではないかと思います。全く業種が違うので判断できないのですが、弊社では、簡単な仕事であっても逆に内職はつまらないという理由で集まらなく、人手不足ということでもかなり厳しい状況です。このような技能がある方であれば、十分仕事があるのではないかと思います、私の感覚とは違う不思議な感じがしました。

意見としましては、この状況の中では、極力引上げを抑えていただきたいというのが本音ではあります。業種があまりにも違うので何ともいえないところもあります。

以上です。

部 会 長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ただ今のご意見も踏まえまして、事務局では、今年度の男子服製造業最低工賃の改正について、どのようなお考えかをご説明いただきたいと思います。

賃 金 室 長

私から説明させていただきます。

最初に、平成30年に前回の部会が開催され、そこで審議がなされました。結論としては、婦人服と同様、人件費の安い海外への生産移転、委託業務の機械化、家内労働者の高齢化などによって、委託者数、家内労働者数ともに長期的に減少が続いていて、将来も増加する見通しがなく、次に、福岡県男子服製造業最低工賃は既製服縫製の作業工程をベースに設定されていますが、実際の委託者は注文服の製造を行っており、数個の工程をまとめて委託するなど、最低工賃表自体が実態と合わなくなっていること、そして、注文服の製造において工程、企画、設定単位を単純化して画一的に設定することは極めて困難であること、以上のことから、実効性が失われていることで廃止もやむを得ないとも考えられたところですが、少ないながらも今なお一定数の家内労働者がいることを家内労働者代表委員が主張されたことから、廃止を見送り、次の3か年計画において改正の必要性について審議する、という結論で今回は終わっているところです。

つまり、前回、事務局として、廃止を含めてのご審議を提案しましたが、まだ、そのような状況ではない、という結果に至ったということです。

さて、今年度につきましての事務局の考え方としましては、婦人服と同様、福岡県における家内労働の現状としては、委託者数、家内労働者数は減少しておりますが、実態調査結果の委託者からは、家内労働者の高齢化に加え、可能なところは自社の社員でやる、という意見もありました。

しかし、コロナの影響下から、実態を反映した結果といえるかどうかもあり、そのような状況下において、いきなり廃止についてご議論いただくのは、事務局としても経済が悪化している中での調査結果を元にして廃止の提案をするのは難しいと考えたところです。経済が回復する頃合いまで引き続き制度を維持し、次の部会での廃止に向けたご審議で結論をいただきたいと思いますと思っている次第です。

なお、近隣県では、長崎、宮崎に男子服の最低工賃が設定されていますが、令和3年度におきましては、両県とも据え置いたまま次回に繰り延べという結論に至っております。事務局としましては、このように適用される人数が少ない最低工賃となっておりますが、一方で経済情勢を考えますと、引き続きご審議いただきたいと思いますところでございます。

部 会 長 ただ今、事務局から、男子服製造業最低工賃の改正につきましては、廃止の方向性も一部視野に入れていましたが、今年度のこの部会におきましては、廃止を含めた改正は見送るというご見解が示されました。

 この件に関しまして、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

矢 田 委 員 はい。

部 会 長 矢田委員、お願いします。

矢 田 委 員 矢田です。部会長に一任ということになりますが、結論としては、先ほどと同じです。ですから、主張内容には触れません。婦人服と同様でございます。

 ただ、廃止という言葉が、婦人服の時よりも強力に訴えられているように思いますので、廃止については慎重に審議をしていただきたいと思います。そのことを付け加えておきたいと思います。

 以上です。

部 会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見等ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

中 村 委 員 はい。

部 会 長 中村委員、お願いします。

中 村 委 員 今、賃上げ、改正の必要性について議論しているのですが、委託者側も賃上げすべき時はする、という姿勢はあるわけです。

 ただし、この2年間、このコロナ禍で全体が傷んでいるという中で、そこはある意味イレギュラーな環境の中にありますから、そこで賃上げあるいは改正という話は少し難しいかなと思っております。イレギュラーな状況の中で廃止の議論というのも、やはりこれはすべきではないと思いますので、きちんとした環境が整えば、改正も含めて議論していただければと思います。

部 会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見はよろしいでしょうか。

 そうしましたら、男子服製造業につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、委託者数、家内労働者数ともに長期的に減少の傾向が続いており、福岡県の男子服製造業では、現在最低工賃が適用されている委託者数、家内労働者数も非常に少なくなっているという現状でございます。その上、将

来増加する見通しが無いという状況でもございます。

また、最低工賃が設定されました昭和 57 年当時と、現在の状況について比較しましても、当時の衣類は半数が国内生産だったこともあって、福岡県の男子服最低工賃表は、「既成服縫製まとめ作業工程」をベースに設定がなされています。

この最低工賃を下回った場合、法違反となって罰則の適用もありますことから、最低工賃は、その工程、規格、設定単位までできるだけ標準化して画一的に設定がなされているところでございます。

しかしながら、この男子服製造業の委託者は、実際には、既製服ではなく注文服の製造を行っておりますので、それだけに新しい技術や流行があって、それぞれの独自の工程も多いということでございまして、また、工賃単価についても数個の工程をまとめて設定されているなど、最低工賃表自体が実態と合わない側面も出てきているかと思われ、画一的に設定することが困難なところもあるかと思えます。

こういった状況を踏まえますと、男子服で最低工賃を設定すること自体が、法律の実効性が失われているところもあるのは、先ほど事務局の見解にもあったところかと思えます。

公益委員としては、男子服製造業最低工賃は確かに実効性を失っている側面もあることから、廃止もやむを得ないという部分もあるかとは思いますが、今年度に関しましては、家内労働者側から廃止ということについてのご意見は先ほど強くいただいたところですし、委託者側からもイレギュラーな状況であるこのコロナ禍の中では、廃止も含めて見送るべきだというご意見もいただいたところでございますので、以上のことを踏まえますと、今回の審議では完全な意見の一致ではないということは承知しておりますが、今回は、廃止も含めた改正を見送りまして、再度委託の状況等を確認した上で、廃止も含めた改正について次回審議を行うという結論にさせていただきたいと思えますが、このような結論でよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

ありがとうございます。

そうしましたら、廃止、改正を共に見送るべきという内容をもって地方労働審議会あてに報告することにしたいと思えます。

では、議題(5)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

室 長 補 佐

特にございません。

部 会 長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からも何も無いようでしたら、本日の家内労働部会は、これをもちまして閉会としたいと思います。

つたない議事進行でしたけれども、ご協力いただきましてありがとうございました。